札幌市次世代育成支援対策推進行動計画 「さっぽろ子ども未来プラン」の策定について

札幌市では、このほど「札幌市次世代育成支援対策推進行動計画 - さっぽろ子ども未来プラン - 」(前期計画)を策定しました。

この行動計画は、次代を担う子どもと子育て家庭への支援策として、一人の子どもが生まれ成長する過程を総合的に支援するためのもので、保育所待機児童の解消や明日の札幌を担う人材を育てるための「子どもの権利条例」の制定、さらには、地域・区・全市レベルの三層構造による全市的な子育て支援の充実に重点を置いた計画となっているのが特徴です。

また、本市では策定作業を進めるに当たり、学識経験者や公募市民などで構成する「札幌市次世代育成支援対策推進協議会」を設置するとともに、素案を公表し市民意見を募集するなど、市民の皆さんから幅広く意見をいただいてきました。今後、この行動計画の推進に当たっては、年度ごとに計画の実施状況を把握・点検・公表することにしています。

なお、後期計画については、前期計画に係る必要な検証と見直しを行った上で、平成 21 年度に策定することにしています。

1 計画の策定経過

平成 15 年 10 月 「札幌市次世代育成支援に関するニーズ調査」実施

11月 平成 15 年度第 1 回札幌市次世代育成支援対策推進協議会開催 (以後計 7 回開催)

平成 16 年 5 月 「(仮称)札幌市次世代育成支援対策推進行動計画 素案」の公表 および市民意見の募集(意見の数 46 人・144 件、素案の修正 14 か所)

2 計画の概要

(1) 策定の趣旨

計画策定の背景と目的

急速な少子化の進行への集中的・総合的な取り組みを進めるため、平成 15 年 7 月「次世代育成支援対策推進法」(平成 26 年度までの時限立法)の制定により、地方公共団体に平成 17 年度を初年度とする次世代育成支援対策の実施に関する行動計画の策定が義務付けられた。

「札幌市子育て支援計画」(平成8~17年度)「札幌市青少年育成計画」(平成9~17年度)および母子保健分野の取り組みを包含し、次代を担う子どもと子育て家庭に対する支援策を再構築した。

計画期間

《前期計画》平成 16 年度~21 年度(6年計画)

本市は先行策定市町村として1年早く策定

《後期計画》平成22年度~26年度(5年計画)

計画の対象

すべての子ども(おおむね 18 歳未満)とその家庭、地域、企業、行政などすべての個人および団体

(2) 札幌市の現状と課題

少子化の動向(年少人口の減少、出生率の低下、初婚年齢の上昇)

家族や地域の状況 (「夫婦と子ども」世帯の減少、就業する女性の増加、男性の長時間労働)

子どもの状況と子育ての実態(子育てに関する不安や負担、未成年者の健康意識の低さ、少年犯罪や不良行為の増加)

(3) 計画の基本的な考え方

計画の策定にあたっては、3つの視点(子どもの視点、 次世代を育成する長期的な視点、 社会全体で支援する視点)を基本とするとともに、今後の次世代育成支援対策の目指すべき方向性として基本理念『子どもの輝きがすべての市民を結ぶまち』を定めた。

さらに、その実現に向けた5つの基本目標(健やかに生み育てる環境づくり 子育て家庭を支援する仕組みづくり 豊かな子ども時代を過ごすための社会づくり 次代を担う心身ともにたくましい人づくり 子どもと子育て家庭にやさしいまち づくり)を掲げた。

(4) 基本施策と個別事業

基本目標ごとに基本施策と個別事業(200事業)を掲載するとともに、そのうち 118事業に目標を設定した。

3 計画の推進に向けて

(1) 市民や関係機関などとの連携

計画の推進に当たっては、本市関係部局、関係行政機関・団体、市民、NPO、地域 団体などとの連携・協力を図るとともに、庁内での横断的な検討組織である保健福 祉施策総合推進本部や札幌市次世代育成支援対策推進協議会において、年度ごとに 実施状況の点検や対策についての検討を行う。

(2) 社会・経済情勢や厳しい財政状況への適確かつ柔軟な対応

今後の社会・経済情勢や国の施策動向の変化に柔軟に対応するとともに、行政の 事業領域の見直しや受益者負担の適正化など厳しい財政状況を踏まえた対応を行 う。

(3) 次世代育成支援対策のより一層の推進

結婚・出産等にかかわる一人ひとりの意識や価値観の尊重を基本とし、子育てを 社会全体で支え合う枠組みのあり方について、国や関係機関における検討の働き掛 けと市民理解の普及促進に努めていく。

4 市民への周知方法

- (1) 計画書概要版(A4判8ページ)の配布と計画書(A4判118ページ)の閲覧 10月25日から、市政刊行物コーナー(市本庁舎2階)子ども未来局子ども育成 部、札幌市子育て支援総合センター、各区役所などで、配布または閲覧を開始
- (2) ホームページへの掲載

10月25日から計画書および概要版の内容を公開 《アドレス》 http://www.city.sapporo.jp/kodomo-mirai/

> 問い合わせ先:子ども未来局 子ども育成部 子ども企画課 電話 211-2982

さっぽろ子ども未来プラン

—札幌市次世代育成支援対策推進行動計画—

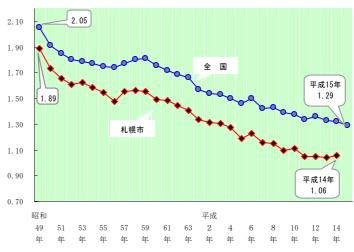
平成 16 年 (2004 年) 9月 札 幌 市

[策定の背景]

全国的な少子化の進行と子ど もを取り巻く環境の変化を受け て、子どもを生み育てやすい環 境づくりが求められています。

この対策として、国では集中 的・総合的な取り組みを行うた め、平成15年7月に「次世代育 成支援対策推進法」を制定しま した。





<資料>札幌市保健所「札幌市衛生年報」(平成15年)

次世代育成支援対策推進法とは、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備 などを定めた平成27年3月31日までの時限立法です。

を図るため、国が定める行動計画策定指針に即して、地方公共団体・事業主が行動計画を策定すること 玉 ●行動計画を策定する際の指針策定 ●計画に基づく取組の支援 都道府県・市町村 事業主 ●地方公共団体行動計画の策定 ●事業主等行動計画の策定 子育てと ①市町村行動計画 ①一般事業主行動計画(企業など) 仕事の ②都道府県行動計画 *大企業(301人以上):義務付け 両立支援 *中小企業(300人以下):努力義務 ⇒ 地域住民の意見反映 *特に対策を推進している事業主の認定 計画の内容・実施状況の公表 等 ②特定事業主行動計画(国・地方公共団体) *策定•公表

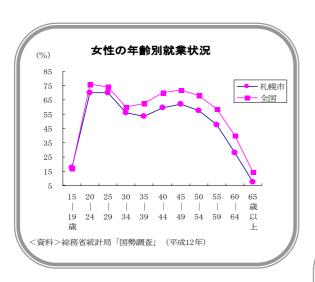
※合計特殊出生率:15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別 出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当するもの。

札幌市の現状

- 子どもを生み育てる環境が変化しています -

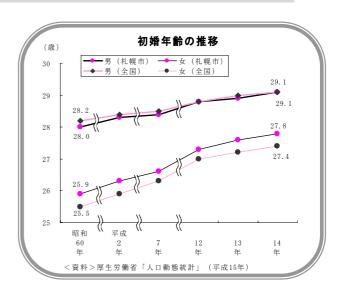
[少子化の要因]

これまで、少子化の主たる要因と言われてきた「晩婚化」に加え、「夫婦の間に生まれる子どもの数が少なくなっているという新たな要因 (夫婦の出生力そのものの低下)」が指摘されています。



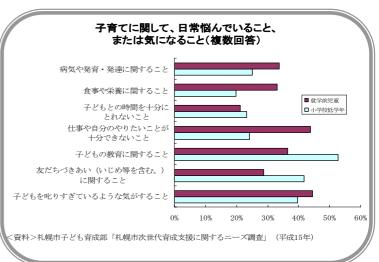
[子育ての悩み]

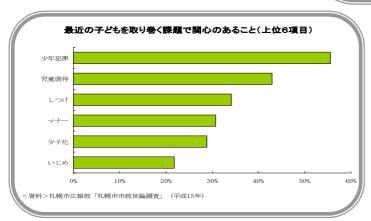
子育て中の多くの保護者は、子育てに関する様々な悩みを抱えており、また、子どもの成長に伴い、その悩みの内容に違いが見られます。



[女性の就業状況]

札幌市の女性の労働力率は、25~29歳でピークを迎え、30歳代で「出産・育児等」の要因で落ち込み、その後45~49歳で次のピークを迎えるというM字型の労働力曲線を描いています。





[子どもを取り巻く課題]

市民の子どもを取り巻く課題で関心 のあることは、「しつけ」「マナー」 などよりも、「少年犯罪」「児童虐待」 が多くなっています。

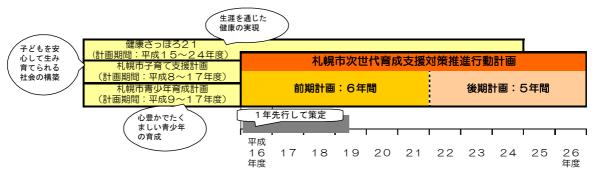
さっぽろ子ども未来プランの内容

- 子どもと子育て家庭への支援策を再構築します -

[計画の期間と位置付け]

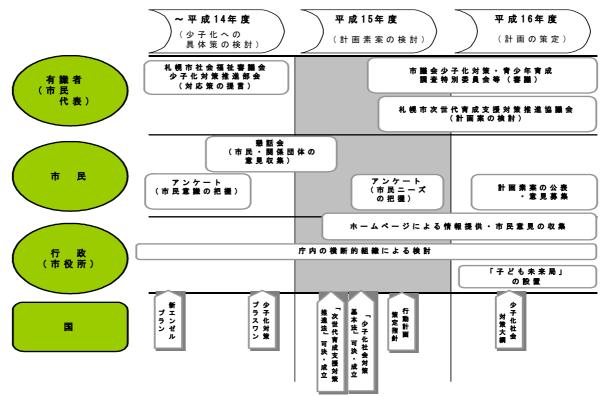
札幌市では、これまで進めてきた「札幌市子育て支援計画」(平成8~17年度)、「札幌市青少年育成計画」(平成9~17年度)及び「健康さっぽろ21」の母子保健分野の取り組みを踏まえ、次代を担う子どもと子育て家庭に対する支援策を再構築し、一人の子どもが生まれ成長する過程を総合的に支援するため、全国の市町村に先駆けて行動計画「さっぽろ子ども未来プラン」を策定しました。

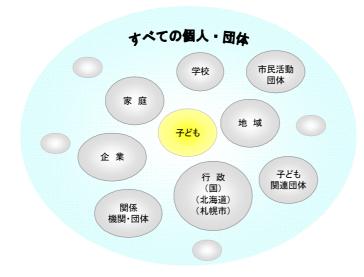
なお、本計画は札幌市長期総合計画(計画期間:平成 12~32 年)の部門別計画として、 位置付けられています。



[策定経過]

このプランの策定にあたっては、懇話会やアンケート調査等により、広く市民意見の収集に努めるとともに、学識経験者や公募市民などで構成する「札幌市次世代育成支援対策推進協議会」を設置しました。策定経過の情報については、ホームページで順次公表し、計画素案に対して、市民の方々から数多くの貴重なご意見をいただきました。





[計画の対象]

次代を担う子どもが健やかに生まれ育つためには、家庭はもとより、 行政、地域や企業などが役割分担と 連携を図りながら社会全体で取り組 む必要があります。

したがって、計画の対象は、 すべての子ども(概ね 18 歳未満) とその家庭、地域、企業、行政など、 すべての個人及び団体とします。

[計画の基本的な考え方]

計画の策定及び個別事業の実施にあたっては、3つの視点を基本とするとともに、次世代育成支援対策の目指す方向性として、基本理念を定めました。

基本理念・基本的な視点

基本理念:子どもの輝きがすべての市民を結ぶまち

明日を担う子どもたちが、こころ豊かで健やかに育つために、子どもたちを社会全体で支えてい くことが求められています。

札幌市では、地域の人びとの温かいまなざしと支えのなかで、子どもたちの成長していく輝きが、世代を越えたすべての市民を結び、未来を照らすまちを目指します。

この基本理念の実現に向けて、5つの基本目標にそれぞれ基本施策を掲げ、具体的な個別事業(200事業)を掲載し、そのうち 118事業に目標を設定しました。

[計画の体系]

◆個別事業 (一部抜粋) 【目標】

基本目標1 健やかに生み育てる環境づくり

基本施策1 安全な妊娠・出産への支援

- ◆妊婦一般健康診査 【受診率 平成15年度 93.7%→平成21年度 増やす】
- ◆特定不妊治療費助成事業

基本施策2 育児不安の軽減と虐待発生予防への支援

◆母子保健訪問指導事業 *目標は一部抜粋

【新生児訪問実施率(第1子) 平成13年度 74.3%→平成24年度 増やす】

◆保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業(育児支援家庭訪問事業) *目標は一部抜粋 【虐待していると思うことがある親の割合 平成13年度 10.2%→平成24年度 減らす】

基本施策3 子どもと母親への健康支援

◆乳幼児健康診査の充実 *目標は一部抜粋

【乳幼児の健康診査に満足している人の割合 平成13年度 81.6%→平成21年度 増やす】

- ◆子どもの事故予防、心配蘇生法の普及啓発強化 *目標は一部抜粋
 - 【心配蘇生法を知っている親の割合 平成13年度 24.3%→平成24年度 100%】
- ◆ 「食育」の推進事業

基本施策4 小児医療の充実

- ◆小児慢性特定疾患対策の充実
- ◆休日救急当番運営事業、二次救急医療機関運営事業

【当番施設数 休日:平成15年度 2~4施設→平成16年度 2~5施設】

【当番施設数 二次:平成15年度 土・休日各1施設→平成16年度 年間全日各1施設】

基本目標2 子育て家庭を支援する仕組みづくり

|基本施策1 地域・区・全市の三層構造による子育て支援の展開

- (1) 協働型で進める子育てサロン等の拡充 [地域]
 - ◆地域型子育てサロン 【設置済の小学校区の割合 平成15年度 58%→平成21年度 100%】
 - ◆さっぽろ子育てサポートセンター事業

【利用件数 平成14年度 1,936件→平成21年度 3,500件】

- (2) (仮称) 区子育て支援センターを核とした支援事業の展開 [区]
 - ◆ (仮称) 区子育て支援センター設置事業 【設置か所数 平成21年度 5か所】
 - ◆地域子育て支援事業 【実施か所数 平成15年度 10か所→平成21年度 10か所】
- (3) 子育て支援総合センター等における多様な事業の展開〔全市〕
 - ◆子育て支援総合センター事業 【実施か所数 平成21年度 1か所】

基本施策2 経済的な支援の取組み

- ◆児童手当
- ◆乳幼児医療費助成

基本施策3 家庭生活と職業生活の充実

- ◆少子化対策普及啓発事業 【開催回数 平成16年度 年1回→平成21年度 年1回】
- ◆若年層就職支援事業 【受講者数 平成15年度 年320人→平成18年度 年320人】
- ◆女性就職支援事業 【受講者数 平成16年度 年300人→平成18年度 年400人】

基本施策4 多様なニーズに合わせた保育サービス等の充実

- (1) 増大する保育ニーズへの対応
 - ◆認可保育所整備事業

【保育所定員数 平成16年度(4月) 15,195人→平成21年度 16,725人】

- (2) 多様な保育ニーズへの対応
 - ◆延長保育事業 【実施か所数 平成15年度 120か所→平成21年度 172か所】
 - ◆休日保育事業 【実施か所数 平成15年度 1か所→平成21年度 5か所】
 - ◆一時保育事業 【実施か所数 平成15年度 42か所→平成21年度 83か所】
- (3) 保育サービスの質の向上
 - ◆保育所等の職員の研修 【研修回数(札幌市主催) 平成15年度 年5回→平成21年度 年5回】
- <u>(4) 放課後における児童の健全な育成</u>
 - ◆留守家庭児童対策事業(児童クラブ)

【児童クラブ数 平成15年度 115か所→平成21年度 140か所】

◆児童会館・ミニ児童会館整備事業

【整備済施設数 平成16年度 125館→平成21年度 145館】

基本施策5 特別な援助を要する家庭への支援

- (1) ひとり親家庭への支援
 - ◆母子家庭等自立促進計画の策定
 - ◆母子家庭等日常生活支援事業
- (2) 障がい・発達に遅れのある子どもへの支援
 - ◆療育支援事業 (さっぽ・こども広場)
 - ◆特殊学級の整備推進 【設置学校数の割合 平成16年度 33%→平成18年度 40%】

基本目標3 豊かな子ども時代を過ごすための社会づくり

基本施策1 子どもの権利を尊重する社会風土の醸成

◆「(仮称)札幌市子どもの権利条例」の制定及び推進

【子ども権利条約に関する認知度 平成15年度 14.3%→平成21年度 40%】

◆私たちの児童会館づくり事業

【子ども版運営委員会実施施設数 平成16年度 1か所→平成21年度 21か所】

基本施策2 子どもを見守る地域の連携

◆児童虐待予防地域協力員養成事業

【児童虐待予防地域協力員数 平成15年度 4,384人→平成21年度 7,000人】

◆青少年育成委員会事業

基本施策3 子どもに関する相談・支援体制の充実

- ◆子どもアシストセンター相談・指導事業
- ◆メンタルフレンド派遣事業

【メンタルフレンド登録者数 平成15年度 27人→平成21年度 30人】

基本目標4 次代を担う心身ともにたくましい人づくり

基本施策1 多様な体験機会の増大(体験を広げる)

- 【参加者数 平成15年度 1,560人→平成21年度 1,560人】 ◆地域ふれあい体験事業
- ◆ジュニアウィークエンドセミナー 【受講者数 平成15年度 845人→平成21年度 1,000人】

基本施策2 自立を促す企画・参画型事業の充実(挑戦する)

◆さっぽろ夢大陸「大志塾(仮称)」事業

【対象者数 平成15年度 48人→平成21年度 200人】 国際交流事業 【参加者数 平成14年度 64人→平成21年度 80人】 ◆少年国際交流事業

基本施策3 思春期の心と身体の健康づくり

◆思春期ヘルスケア事業 *目標は一部抜粋

【ふれあい体験学習事業の実施校 平成13年度 1校→平成24年度 増やす】

◆楽しさとゆとりある給食推進事業 *目標は一部抜粋

【食事環境整備校数 平成15年度 246校→平成17年度 305校】

基本施策4 子どもの活動を支援する環境の整備

◆学校開放地域活動モデル事業 【開設校数 平成15年度 25校→平成21年度 55校】

◆子どもに関する市民学習事業 【参加者数 平成15年度 3,100人→平成21年度 4,000人】

基本施策5 魅力ある学校教育の推進

- ◆札幌市教育推進計画策定事業
- ◆学校評議員制度(類似制度を含む)の活用

【実施校の割合 平成15年度 30.2%→平成18年度 100%】

基本目標5 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

基本施策1 子どもの活動を支援する環境の整備

◆公的住宅の供給

【市営住宅当選確率 平成15年度 一般世帯比2倍→平成21年度 拡大方向で検討】

◆冬の公園利用の活性化事業

【公園における冬季イベント開催件数 平成14年度 304件→平成18年度 350件】

基本施策2 子どもの安心・安全の確保

◆学校安全教育等の推進

計画の推進に向けて

- 世代を越えた社会全体で次世代の育成に取り組みます -

1 市民や関係機関などとの連携

本市関係部局をはじめ関係する行政機関・団体、さらには、市民、NPO、地域団体などの 各種関係団体との連携・協力を図りながら進めて行きます。

また、計画の実施状況については、札幌市の横断的組織(札幌市保健福祉施策総合推進本部)や札幌市次世代育成支援対策推進協議会において、点検とその後の対策について検討を行います。

2 社会・経済情勢や厳しい財政状況への適確かつ柔軟な対応

今後も厳しい財政状況が続くと見込まれることから、行政が行うべき事業領域の見直しや受益者負担の適正化などに取り組み、必要な財源の確保に努めるとともに、今後の社会・経済情勢や国の動向の変化に適確かつ柔軟に対応しながら、計画が可能な限り着実に推進するよう努めます。

3 次世代育成支援対策のより一層の推進

結婚・出産等にかかわる一人ひとりの意識や価値観の尊重を基本としながら、既婚・未婚、子どものいる・いないにかかわらず、世代を越えたすべての人が、子育てにかかる様々な負担を社会全体で支え合う枠組みのあり方について、国や関係機関における検討の働きかけと市民理解の普及促進に努めます。

発行/平成16年(2004年)9月

編集/札幌市子ども未来局子ども育成部子ども企画課

電話 011-211-2982 FAX 011-231-6221

ホームページ http://www.city.sapporo.ip/kodomo-mirai/